



裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名 愛知県名古屋市西区上小田井2丁目187
メゾンドボヌー小田井201号
辻井 正次

上記請求人から平成14年8月16日付けをもって提起された平成14年6月19日付け三労発安第420号により三重労働局長が行った行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく不開示決定処分に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る不開示決定処分はこれを破棄し、平成13年度障害者法定雇用率達成企業一覧を全部開示とする。

不服の要旨

本件審査請求は、請求人が行った平成14年5月20日付け「三重県内の障害者法定雇用率達成企業名」の開示請求（三重労働局第2号）に対し、法第9条第2項の規定に基づき、当該情報については、法第5条第2号及び第6号に該当することを理由として不開示決定（平成14年6月19日三労発安第420号により通知）したところ、審査請求人は当該事由には該当しないとして提起したものである。

裁決の理由

1 当審査庁の判断

本件審査請求に係る開示請求対象行政文書である「平成13年度障害者法定雇用率達成企業一覧」には、三重県内の法定雇用率達成企業の情報が記載されており、これを開示すれば、開示されなかった三重県内の企業は法定雇用率未達成であることが明らかになる。

処分庁は、法定雇用率未達成企業が公になると、現行の行政指導に支障をきたすこと及び当該企業の正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は法第5条に規定する不開示情報に該当するとして、不開示決定したものである。

当審査庁は、当該開示対象行政文書に記載された情報についてその不開示情報該当性を検討するに、下記2の理由により全部開示することが適当であると判断した。

2 変更理由

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）による公表は、障害者の雇用の促進という行政目的を実現するための最終的な行政措置として障害者雇用に消極的な企業に対する制裁的な意味を有するものである。一方、情報公開法における開示は、そのような趣旨、目的により行われることはなく、不開示情報該当性の有無について客観的に判断された結果行われるものである。すなわち、当該開示対象行政文書を情報公開法により開示し、障害者雇用率未達成の企業が明らかになったとしても、企業の障害者等の雇用状況が明らかとなるだけであるのに対し、障害者雇用促進法第16条による公表は、特に悪質な企業名を公表するものである。従って、当該開示対象行政文書を開示することにより雇用率未達成であることが明らかになった企業について、直ちに障害者雇用促進法による公表と同様の社会的制裁が行われ、それにより障害者雇用促進法が予定する公表の効果が薄れるものではない。

また、当該開示対象行政文書を開示することで、障害者雇用率未達成企業が明らかになったとしても、法定雇用率を満たしていないという事実が直ちに悪質な法違反となる企業名を公表することとなるものではないこと、障害者の雇用の現状は、その時点の企業及び求職者双方の諸事情によって左右される要素があり、法定雇用率を満たしていないことから直ちに障害者の雇用に消極的であるとまでは言えないこと、これまで何らかの手段により法定雇用率を満たしていない企業名が公にされ、当該企業に対するボイコット運動等の組織的行動がとられ、当該企業が被害を受けたという具体的事案がないことを併せみるに、当該開示対象行政文書を公にすることにより、当該企業の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上から、当該開示対象行政文書は法第5条に規定する不開示情報には該当せず、開示することが適当であると判断したものである。

よって、主文のとおり裁決する。

平成15年3月31日

厚生労働大臣

坂口

力

